（別添）

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の特定認定に係る審査基準

１　国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第13条第１項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設（以下「施設」という。）であって賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき使用させるものであること。

２　施設の所在地が、法第13条第１項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めた区域計画に記載されている実施地域に含まれること。

３　施設を使用させる期間が３日以上であること。

４　各居室は、次のいずれにも該当すること。

（１）一居室の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条第１項第３号に規定する床面積(壁心により測定したもの)をいう。）が、25平方メートル以上であること。ただし、滞在者の数を８人未満とする施設にあっては、居室の滞在者１人当たりの床面積（押入れ、床の間は含まない。内寸により測定したもの）が3.3平方メートル以上であること。

（２）出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。

（３）出入口及び窓を除き、居室と他の居室、廊下等との境は、壁造りであること。

（４）適当な換気、採光、照明、防湿、排水、暖房及び冷房の設備を有しており、暖房及び冷房の設備については、エアコン、ストーブなど室温を調整できる機器であること。

（５）台所、浴室、便所及び洗面設備を有しており、台所は、流水設備を備えた流し台及び調理用の台があること。浴室は、浴槽又はシャワーを有すること。台所及び洗面設備は別に設け、水道水その他飲用に適する水を供給することができる流水設備を設けること。

（６）寝具、テーブル、椅子、収納家具、調理のために必要な器具又は設備及び清掃のために必要な器具を有しており、調理器具は、コンロ等、調理及び加温できるものであること。清掃器具として、掃除機、雑巾、ごみ箱を有していること。

５　施設の使用の開始時に清潔な居室を提供するため、次の措置が確実に講じられるよう体制が整えられていること。

（１）寝具は清潔なシーツに取り換えられていること。

（２）ごみがないこと。

（３）ねずみ族、昆虫等の発生がないこと。

（４）居室内（寝室、台所、浴室、便所及び洗面設備等）の清掃がなされていること。

６　施設の使用方法に関する外国語を用いた案内、緊急時における外国語を用いた情報提供その他の外国人旅客（以下「滞在者」という。）の滞在に必要な役務の提供は、次のとおり行われること。

（１）特定認定（法第13条第１項に規定する特定認定をいう。以下同じ。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）が対応できる言語を事業者のホームページに掲載していること。

（２）滞在に必要な役務の提供について、口頭、文書の交付、映像（例えばテレビ電話等による方法）等により滞在者本人に直接説明するための体制を整えていること。

（３）居室内に施設の使用方法に関する案内(利用案内書等)を備え付けること。

また、施設内の非常口、駐車場、廃棄物集積所、フロントなどに、これらの名称、必要に応じて使用に当たっての注意事項などの表示を行うこと。

（４）台所及び洗面所において４（５）の流水設備とは別に、水道水以外の水を用水として使用する場合にあって、当該水道水以外の水が水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する基準に適合しない場合は、飲用不可の表示がされていること。

（５）廃棄物の処理体制を次のとおり整えていること。

ア 施設が所在する市町村が定める廃棄物処理に関する条例、規則等に基づき適切に処理するための体制を整えていること。

イ　廃棄物集積所を確保し、廃棄物集積所を周知するための立札、看板等　により表示すること。

（６）滞在者の病気、事故、事件、火災等の緊急事態に備え、滞在者が認定事業者と常に連絡できる体制を整えていること。

（７）滞在者に対し、ア～エに掲げる施設使用の際の注意事項を、使用開始時に、６（２）に掲げる方法で説明するための体制を整えているとともに、６（３）の居室内に備え付ける施設の使用方法に関する案内（利用案内書等）に当該注意事項を記載すること。

ア　施設に備え付けられた設備の使用方法

イ　廃棄物集積所の場所、廃棄物集積所に排出することができる日時など、廃棄物の処理方法

ウ 騒音等により周囲に迷惑をかけないこと

エ　火災等の緊急事態が発生した場合の通報先（消防署、警察署、医療機関及び認定事業者等の電話番号）及び初期対応の方法（防火、防災設備の使用方法を含む。）

（８）テロ、違法薬物の使用及び売春等の施設における違法行為並びに感染症の蔓延を防止することで、施設の滞在者の平穏な滞在環境を確保するために、次のア～ウの措置を講じていること。

ア　滞在者が施設の使用を開始する時及び終了する時にあたっては、対面又は滞在者が実際に施設に所在することが映像等により確実に確認できる方法により、滞在者名簿に記載されている者と実際に使用する者が同一人であることを確認するための体制を整えていること。

イ　滞在期間（７日以上の場合に限る。）の中間時点で少なくとも1回は、滞在者本人が適切に施設を使用しているかどうかについて状況の確認を行うこと。

ウ　挙動に不審な点がみられる場合や違法薬物の使用や売春などの法令に違反する行為が疑われる場合には、速やかに最寄りの警察署に通報するための体制を整えていること。

（９）施設の滞在者の平穏な滞在環境を確保するため、施設が消防法令に適合していること。

（10）施設が建物の区分所有等に関する法律第２条第１項に規定する区分所有権の目的であるものである場合にあっては、同法第30条第１項に規定する規約に違反しないと認められること。

特定認定を受けようとする者が特定認定に係る国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する居室の賃借人又は転借人の場合にあっては、当該居室の所有者及び当該居室に係る全ての賃貸人が当該居室を国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供することについて承諾しているとともに、当該居室に係る全ての賃貸借契約において国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供することが禁じられていないこと。

７　次のとおり施設その他の厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号。以下「省令」という。）で定める場所に滞在者名簿が備えられ、これに滞在者の氏名、住所、連絡先その他の省令で定める事項が記載される体制を整えていること。

（１）滞在者名簿は、省令第10条の２第１項で定める第６号様式によるものとし、その作成の日から３年間保存するための体制を整えていること。

（２）滞在者名簿の保管場所は省令第10条の２第２項で定める場所とする。

（３）省令第12条第９号に規定する確認方法は、滞在者に旅券の呈示を求め、複写し、保管する方法とする。（当該旅券の複写が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示される方法を含む。）

８　特定認定の申請前に、次に掲げる者に対し、施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供されるものであることについて、適切な説明が行われていること。

（１）施設内に、特定認定を受けようとする国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する居室以外の居室が存する場合にあっては、当該居室の使用者

（２）次のア又はイに掲げる建物（施設の外壁から水平距離で20メートルを超える場合を除く。）の使用者

ア 施設の存する敷地の境界線に接する敷地に存する建物

イ 施設の敷地の境界線から道路、公園等の敷地を挟んで隣接する建物の敷地境界線までの水平距離が10メートル以下である当該建物の使用者

　　なお、具体的な説明事項は次のとおりとする。

ア　特定認定を受けようとする者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

イ　施設の名称及び所在地

ウ　事業の概要

エ　苦情等の窓口の責任者の所在地、氏名、連絡先

オ　廃棄物の処理方法

カ　火災等の緊急事態が生じた場合の対応方法

９　施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せ等について、24時間適切かつ迅速に対応できるよう、窓口を設置するとともに、その連絡先(責任者の氏名、電話番号等)を施設内の掲示等により周知していること。なお、８に掲げる者には連絡先(責任者の氏名、電話番号等)を記載した文書を配布していること。